

児童扶養手当の所得限度額および支給額の改定について

1. 所得限度額の引き上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給および一部支給の判定基準となる所得限度額が表のとおり引き上げられます。

扶養する 児童等の数	全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)				一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)			
	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース	
	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から
0	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

2. 第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

		これまで	R6.11月分から
第3子以降	加算額	全部支給 6,450円 一部支給 6,440円～3,230円 (所得に応じて決定されます)	全部支給 10,750円 一部支給 10,740円～5,380円 (所得に応じて決定されます)

【問い合わせ先】 住民生活課児童係 ☎0137-62-2112

除雪費助成金交付事業の 利用申請を受け付けます

高齢者の方が、冬期間安心して在宅生活を送るための支援として、除雪料金の一部を助成する「除雪費助成金交付事業」の利用申請を受け付けます。

【対象者】

- ① おおむね65歳以上の高齢者で、虚弱などにより除雪が困難で、家族や隣人等の協力者の確保ができない方
- ② 心身に障がいがあり、その障がいにより除雪が困難で、家族や隣人等の協力者の確保ができない方。(身体障害者手帳等の提示を求める場合があります。)

【除雪内容】

町が指定する除雪実施事業者が、積雪15cm以上雪が降り積もった場合に、玄関から公道までの通路(幅1m程度)の確保をします。

あくまでも「外出時の通路を確保するための除雪」となります。

※八雲地域の市街地以外にお住まいの方は、利用できない場合がありますのでご了承ください。

【除雪期間】

11月1日(金)～令和7年3月31日(月)

【利用料】

1回あたり1,600円
(30分以内)

【自己負担額】

- ・生活保護世帯 400円
- ・その他の世帯 助成率3/4 800円
- ・助成率1/2

【利用申請】

利用を希望する方は、保健福祉課高齢者福祉係(シルバープラザ)、熊石総合支所住民サービス課で申請手続をしてください。

なお、昨年度までに利用されたことのある方は、電話での申込みでも受け付けします。

【問い合わせ先】

- ・保健福祉課高齢者福祉係 ☎0137-6412111
- ・熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-213111

